



® 平成 29 年 2 月 1 日 (水)

No. 14374 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ロシアにおける知的財産権保護制度と

権利侵害対策の最新状況…………… (1)

☆経済産業省令第112号…………… (7)

☆経済産業省告示第306号…………… (7)

☆「春宵一刻」からくりと機械時計…………… (8)

ロシアにおける知的財産権保護制度と 権利侵害対策の最新状況

日本貿易振興機構 (JETRO) サンクトペテルブルク事務所長

宮川 嵩浩

1. はじめに

ロシア政府は、世界銀行の年次報告書・ビジネス環境調査 (Doing Business) (世界190カ国が対象) ¹ におけるロシアの国別ランキングを、2011年の120位から15年には50位に、18年には20位にすることを目標に掲げてビジネス環境整備に取り組んでいる。16年10月25日に発表された最新のランキングでは、ロシアは40位 (日本は同34位) になるなど、目標達

成に向けて前進している。また、ジェトロが16年10月～11月に実施したロシア進出日系企業実態調査では、今後1～2年の事業展開の方向性を拡大すると見込む企業が2年ぶりに50%を超えるなど、17年以降、日系企業のロシアでのビジネス展開の状況改善が期待される。

知的財産権保護の分野では、ロシアを中心とする地域経済統合が深化する中で、加盟国間での関連制



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後 山 井 建
山 水 藤 男
亀 口 康 明
岩 本 義 光
井 岡 幹 生
松 見 品 啓
原 上 慎 一
大 宮 尋 統
日 方 亮 太
昌 弘 幸
村 昌 弘
田 昌 弘
高 昌 弘

会長 弁理士 浅 村 皓
畑 中 之
白 江 則
大 塚 貴
橋 野 郎
田 本 誠
中 統 登
渡 部 恵
野 部 男
理 光

副所長 弁理士 浅 池 村 昌 弘
池 望 月 弘
下 弓 北 幸
龍 坂 良
伊 福 麻
藤 井 育
夏 由
里 淳

相談役 弁理士 浅 井 村 肇
平 井 金 子
新 高 伸
篠 水 卓
田 裕
林 祐
田 拓
野 祐
中 祐
研 史

浅村法律事務所
所長 弁理士 浅 村 昌 弘
和 田 昌 弘

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp
弁理士 後 藤 晴 男 弁理士 松 川 直 樹 弁理士 和 田 研 史

度統一化の動きが進展するなど、知的財産権保護制度や模倣品対策の運用面が変化している。

従って、本稿では、これまでの日系企業からの問い合わせ内容を踏まえ、昨今の動向を整理しつつ、知的財産権保護制度と民法第4部の改正動向、地域経済統合の深化に伴う知的財産権保護制度統一化の動向、知的財産裁判所の活動状況、模倣品流通状況と模倣品対策の最新情報について紹介する。

2. 知的財産権保護制度と民法第4部の改正動向

まず、ロシアは、工業所有権の保護に関するパリ条約、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家・レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約、特許協力条約(PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書など主要な知的財産権分野の国際条約に加入している。加えて、12年8月22日にWTOに加盟し、知的財産権全般の保護や知的財産権のエンフォースメント(権利行使)手続きについて規定している知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の遵守義務も発生している。

また、国内の知的財産権保護制度については、ロシア連邦民法第4部(08年1月1日施行)で規定されている。14年には民法第4部の大幅な改正が行われた。具体的には14年3月12日、民法第4部の改正法が成立し(一部の例外を除き、14年10月1日発効)、327の条文のうち約半数の169の条文が改正された(14年3月12日付連邦法第35-FZ号「ロシア連邦民法第1部、第2部、第4部および個別の連邦法の改正について」)。同時に、新たに7つの条文が追加された。追加された条文は、1. 公の紋章や名称、識別標章を含む対象物(第1231.1条)、2. 科学、文学、芸術作品の使用に対するオープンライセンス(第1286.1条)、3. 相続による著作隣接権の移転(第1308.1条)、4. データベース製作者の権利侵害に該当しない行為(第1335.1条)、5. 従属特許、従属実用新案、従属意匠(第1358.1条)、6. 特許権、実用新案権、意匠権侵害の責任(第1406.1条)、7. 相続による集積回路配置利用権の移転(第1457.1条)である。

前述の改正は主に、民法第4部導入後の法律運用

面での課題解決や国際法への準拠を目的として実施された。

14年の改正の主なポイントとして、一般規定の中では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に係わるライセンス契約の登録手続きが簡素化された(第1232条第3項)。ライセンス契約の連邦知的財産局(ロスパテント)への登録は、契約当事者双方あるいはいずれか一方が、契約書の提出に代えて取引事実(契約の種類、契約当事者に関する情報、契約の対象)の通知を行うことで登録できるように簡素化された。また、営利活動を行う企業間での排他的権利の譲渡やライセンスの際の無償契約が禁止された(第1234条3.1項、第1235条5.1項)。無償の譲渡契約やライセンス契約についてはこれまで法律上認められてきたが、税務署が、実際には有償だがそれをカモフラージュするための無償契約と判断し、市場価格を算定基準としてロイヤルティーへの課税のほか追徴金を課すケースがあった。そのため、法制度間の不一致を解消する趣旨で改正された。

著作権の分野では、14年の改正により、「インターネット・サイト」が編集著作物(選集、百科事典、データベースなど)と判断されることが規定された(第1260条第2項)。

また、特許(発明)の分野においては、発明の対象が明確化された(第1350条)。14年の改正で、保護対象となる発明は「特定目的のための製品またはプロセス(方法)の使用を含む、製品または方法に関する技術的解決策」と規定された。加えて、特許の権利保護期間延長制度(最長5年)の適用は医薬品、殺虫剤、農薬についての製品に限られ、開発・製造方法は対象外となることが規定された(第1363条、15年1月1日発効)。

実用新案の分野では、出願審査に際して実体審査(新規性、産業上の利用可能性)が導入された(第1390条)。権利保護期間については、最長3年の延長制度が廃止され、最大で10年となった(第1363条、15年1月1日発効)。

意匠の分野では、本質的特徴の定義が改正された(第1352条)。これまでは形態、構造、装飾、色彩が本質的特徴とみなされてきたが、それに加えて、線、輪郭、素材なども考慮されることになった。他方、本質的特徴の一覧の提出は不要になった(第1354条